

委託業務説明書

1 委託業務名

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値の証明のための類似資産比較研究調査委託業務

2 業務の目的

平成22年度に実施した「類似資産比較研究基礎調査」では、アジア・太平洋地域を中心として世界遺産（暫定一覧表記載物件含む）を対象に、類似資産を広く網羅的に抽出し、その基礎データを整理した。今年度は、この調査結果に基づき、さらに絞り込みを行い、詳細な比較研究調査を実施することで、「飛鳥・藤原」の顕著な普遍的価値の証明に役立てるとともに、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産」の早期の世界遺産登録実現に資することを目的とする。

3 委託期間

契約の日から平成24年3月30日（金）まで

4 委託額（上限額）

金 4,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務概要

（1）業務名

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値の証明のための類似資産比較研究調査業務

（2）業務内容

①類似資産比較対象

下記のとおり、世界遺産一覧表記載物件3件と暫定一覧表記載物件2件の計5件を対象とする。

- ・慶州歴史遺蹟地区（韓国）
- ・古代高句麗王国の首都と古墳群（中国）
- ・オルホン渓谷の文化的景観（モンゴル）

以上、一覧表記載物件 3件

- ・平壤の歴史的遺蹟（北朝鮮）
- ・百濟歴史遺蹟地区（韓国）

以上、暫定一覧表記載物件 2件

②比較研究の手法

主に類似資産比較対象において、一覧表記載物件については、世界遺産登録推薦書（対象物件原語文）、暫定一覧表記載物件については、提案書（対象物件原語文）、及び世界遺産センターや国内外の研究機関等が作成した文献等による調査を行う。

③調査内容

(2) の①であげた類似資産比較対象5件を対象に、下記の比較項目に基づき、詳細調査を実施し、とりまとめるとともに、今後「飛鳥・藤原」の顕著な普遍的価値を証明するための比較研究に係る提言を行う。

【詳細調査比較項目】

顕著な普遍的価値の類似性	<ul style="list-style-type: none">・評価基準（内容の詳細）・コンセプト（内容の詳細）
資産内容の比較	<ul style="list-style-type: none">・概要・年代・資産の内容（真実性）・コンセプトとの整合性（真実性）・資産の残存状況（完全性）・考古学的遺跡の位置付け
保存管理体制の比較	<ul style="list-style-type: none">・緩衝地帯の設定状況・緩衝地帯の設定理念・保存管理の状況・経過観察の状況

(3) 打合せ協議

適宜打合せを行い、結果を取りまとめること。

(4) 成果品

- ・類似資産比較研究調査報告書 50部
- ・上記磁気データ記録媒体一式（CD-R等）2部

(5) 納期

契約の日から平成24年3月30日（金）までとする。

(6) 納入先

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局（奈良県地域振興部文化・教育課内）とする。

6 経理処理

経理処理にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 受託者は、本件業務にかかる経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにしておかなければならぬこと。
- (2) 経理にあたっては、その支出の内容を証する種類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会会長（以下、「会長」という。）の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならぬこと。
- (3) 委託契約額が確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は委託費により発生した収入があるときは、会長は受託者に対し返還を求ることになること。

7 業務報告等

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、次に掲げる事項を内容に含む実績報告書を作成し、平成24年3月30日（金）までに会長あて提出すること。
- (2) 会長は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは報告を求め、または世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局員に事業場へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

8 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩したり、開示してはならない。

また本件業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのこととは、本件業務終了後においても同様とする。

9 その他留意事項

- (1) 本件業務の実施の際に生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会に帰属するものであること。
- (2) 本件業務を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすことになる各種助成金との併給はできないこと。

以上